附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にパッケージ型自動消火設備の設置に係る工事中の防火対象物又は施行の日から平成二十九年三月三十一日までにパッケージ型自動消火設備の設置に係る工事を開始する防火対象物における当該パッケージ型自動消火設備のうち、改正後の平成十六年消防庁告示第十三号第二十第二号の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

○農林水産省告示第百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　大阪府南河内郡河南町上河内八六の一、九八、二〇二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大阪府庁及び河南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県北杜市高根町清里字日影田一三八八、一四一六、一四一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日影田一三八八・一四一六・一四一七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県中央市関原字日陰山二四七八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日陰山二四七八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県南都留郡忍野村内野字大田和四三四三、四三四四の一、四三四四の二、四三四五の一から四三四五の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大田和四三四三・四三四四の一・四三四五の一・四三四五の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町馬瀬字中切レ一四〇九、字滝ノ上一四四四の一、一七四四の一、字神影一四九六から一四九八まで、一五〇〇から一五〇二まで、一七一九のイ、一七一九の口、一七二〇、一七二二から一七二八まで、字六ツ峠一七四三の一、一七四三の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町梶ケ内字本屋式三三八、三三九、一〇八八、一〇八九の一、字井手二六九の二、二七九の一、二七九の四、二八一の一、二八一の四、二八二の一、二八二の六、二九二の一、二九三、二九四の一、三〇四、一〇五八、一〇六三、一〇六六の一、一〇六六の二、一〇六七の一から一〇六七の三まで、一〇七一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）